

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月20日

支出負担行為担当官

内閣府日本学術会議事務局長

田 口 和 也

記

1. 契約担当官等の官職及び氏名
支出負担行為担当官
内閣府日本学術会議事務局 田 口 和 也
2. 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 日本学術会議庁舎講堂・擁壁修繕工事
 - (2) 仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約条項 入札説明書中「工事請負契約書(案)」のとおりとする。
 - (4) 契約期間 契約日から平成26年3月31日まで
 - (5) 履行場所 入札説明書中「仕様書」のとおりとする。
 - (6) 入札方法等 入札金額は総額を記入すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積り金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
3. 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 平成25・26年度内閣府競争入札参加資格において、工事種別「建築一式」又は「建具」にてC又はD等級に格付されている者であること。
 - (4) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 入札説明書中「17. (1)」に示す証明書等を提出期限までに提出し合格した者であること。
4. 契約条項を示す場所
所在地 東京都港区六本木7-22-34
電話番号 03-3403-1930 (内線) 2216
5. 入札説明書の交付期間及び場所
期 間 平成26年2月20日(木)～平成26年2月27日(木)
(時間 9:30～18:15 閉庁日を除く 最終日は18時15分まで)
場 所 東京都港区六本木7-22-34 2階 日本学術会議事務局管理課用度・管理係
電話番号 03-3403-1930 (内線) 2216
6. 証明書等の提出期限及び提出場所
提出期限 平成26年2月20日(木)～平成26年2月28日(金) 正午まで
提出場所 東京都港区六本木7-22-34 2階 日本学術会議事務局管理課用度・管理係
7. 入札及び開札の日時及び場所
日 時 平成26年3月4日(火) 13:30
場 所 日本学術会議庁舎5階B会議室
8. 入札保証金及び契約保証金
免除
9. 入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
10. 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
11. その他
その他の詳細については、入札説明書による。

入 札 説 明 書

(日本学術会議庁舎講堂・擁壁修繕工事)

平成26年2月20日

日 本 学 術 会 議 事 務 局

目 次

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地
 2. 競争入札に付する事項
 3. 競争の方法
 4. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 5. 契約条項を示す場所
 6. 入札説明書の交付期間及び場所
 7. 証明書等の提出期限及び提出場所
 8. 郵便による入札書等の受領期限
 9. 現場確認
 10. 入札及び開札の日時及び場所
 11. 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
 12. 入札保証金及び契約保証金
 13. 入札の方法
 14. 入札書の提出方法等
 15. 入札の無効
 16. 開札
 17. その他
 18. 入札説明書に関する問い合わせ先
-
- 別記様式 1 入札書
 - 別記様式 2 委任状
 - 別記様式 3 履行実績等証明書
 - 別記様式 4 工事請負契約書（案）
 - 別記様式 5 談合等の不正行為に関する特約条項（案）
 - 別記様式 6 誓約書
 - 別記様式 7 暴力団排除に関する条項（案）
 - 別紙様式 8 暴力団排除に関する誓約事項
 - 別 添 仕様書
- (参 考)
- 工事場所等

入 札 説 明 書

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官
内閣府日本学術会議事務局長 田口 和也
- (2) 所属する部局 日本学術会議事務局
- (3) 所在地 東京都港区六本木7-22-34

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 日本学術会議庁舎講堂・擁壁修繕工事
- (2) 仕 様 等 別添仕様書のとおり
- (3) 契 約 条 項 別記様式4「工事請負契約書(案)」のとおり
- (4) 契 約 期 間 契約日から平成26年3月31日まで
- (5) 履 行 場 所 別添仕様書のとおり

3. 競争の方法

一般競争入札による。

4. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26年度内閣府競争参加資格において、工事種別「建築一式」又は「建具」にてC又はD等級に格付されている者であること。
- (4) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 入札説明書中「17. (1)」に示す証明書等を平成26年2月28日(金)正午までに提出し、合格した者であること。

5. 契約条項を示す場所

- 所 在 地 東京都港区六本木7-22-34
日本学術会議事務局
- 電 話 番 号 03-3403-1930 (内線) 2216

6. 入札説明書の交付期間及び場所

- 期 間 平成26年2月20日(木)～平成26年2月27日(木)
(時間 9:30～18:15 閉庁日を除く 最終日は18時15分まで)
- 場 所 東京都港区六本木7-22-34
日本学術会議事務局管理課用度・管理係
- 電 話 番 号 03-3403-1930 (内線) 2216

7. 証明書等の提出期限及び提出場所

- 期 間 平成26年2月20日(木)～平成26年2月28日(金)

(時間 9:30~18:15 閉庁日を除く 最終日は正午まで)
場 所 東京都港区六本木7-22-34
日本学術会議事務局管理課用度・管理係
電 話 番 号 03-3403-1930 (内線) 2216

8. 郵便による入札書等の受領期限

平成26年3月4日(火) 9:30

(ただし、入札書等を持参する場合は後記10.の開札の日時までとする。)

9. 現場確認

・平成26年2月28日(金) 16:00~18:00

現場確認を希望する者は、2月28日(金)正午までに後記18の担当者に連絡すること。

10. 入札及び開札の日時及び場所

日 時 平成26年3月4日(火) 13:30

場 所 内閣府日本学術会議事務局 5-B会議室(5階504号室)

11. 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

13. 入札の方法

入札書に記載する金額は、本件工事にかかる一切の費用を含んだ総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積り金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14. 入札書の提出方法等

(1) 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者は、入札書(別記様式1)を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により提出しなければならない。ただし、開札執行に立ち会う場合は、前記10.の場所に持参すること。

(3) 入札参加者は、入札書に次に掲げる事項を記載して、公告に示した日時までに前記10.の場所に提出しなければならない。

・ 入札金額(総価)

・ 件名

・ 入札者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名)及び押印(代理人等をして入札させるときは、その代理人等の氏名及び押印)

提出する際は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び前記2.(1)の件名並びに入札日時を記載しなければならない。

- (4) 書留郵便をもって入札書を提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官あてに親展により入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、提出した入札書を引換え変更又は取消しすることができない。
- (6) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（別記様式2）を提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。
- (8) 入札参加者は、入札時までに競争参加資格を証明する書類（資格決定通知書の写し）を提出しなければならない。
- (9) 入札参加者は、入札書の提出（電子入札・開札システムにより入札した場合を含む。）をもって別記様式8「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。代理人をして入札した場合においても同様とする。

15. 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書
- (4) 前記14.(3)に掲げる事項の記載の無い入札書
- (5) 入札書が郵便で差し出された場合において、前記14.(4)に定める記載のない入札書
- (6) 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (7) 明らかに談合によると認められる入札書
- (8) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (9) 前記14.(7)に違反した入札書
- (10) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (11) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書及び指名を受けるための関係書類を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有する者と認められること及び指名を受けることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札資格を有すると認められなかったときの入札書
- (12) 印章の押印のない入札書
- (13) 履行実績等証明書に虚偽又は不正の記載を行った者の提出した入札書
- (14) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

16. 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (3) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、予算決算及び会計令第83条第1項に基づき、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を決定する。

- (5) 前号の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は出席しない者があるときは、予算決算及び会計令第83条第2項に基づき、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (6) 落札者を決定したときは、入札参加者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭で通知する。

17. その他

- (1) 入札参加者は、下記の書類を提出するものとする。
- ・ 履行実績等証明書（別記様式3）
 - ・ 履行実績等を有することを証明する契約書（写）またはその仕様書（写）及び図面（写）
- (2) 上記の証明書等の提出期限は平成26年2月28日（金）正午までとし、提出部数は1部とする。
- (3) 契約担当官等は、提出された証明書等により審査を行い、平成26年3月3日（月）正午までに入札の可否について通知する。
- (4) 履行実績証明書等の作成に要する費用は提出者の負担とする。
- (5) 入札参加者は、契約担当官等から提出された書類に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (6) 契約担当官等は、提出された書類を本件以外に提出者に無断で使用することはない。
- (7) 一旦受領した書類は返却しない。
- (8) 一旦受領した書類の差替え及び再提出は認めない。
- (9) 最低入札価格が予定価格の10分の5を乗じて得た額を下回った場合は一旦落札決定を保留し、低入札価格に関する確認を実施のうえ落札者を決定する。
- (10) 落札者は、落札後速やかに入札金額の内訳書を作成し、支出負担行為担当官あて提出する。
- (11) 落札者は契約書締結の際に、談合等の不正行為に関する特約条項（案）（別記様式5）、及び誓約書（別記様式6）も併せて提出すること。

18. 入札説明書等に関する問い合わせ先

内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 遠藤

〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

電話番号 03-3403-1930

FAX 03-3403-1075

※問い合わせは文書（FAXも可）にてお願いいたします。

別記様式1

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 田口 和也 殿

所 在 地

会 社 名

代 表 者 名

㊞

(代理人等名)

㊞

入札公告及び入札説明書承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

1. 入札件名 日本学術会議庁舎講堂・擁壁修繕工事
2. 入札金額 金 _____ 円
3. 入札条件 契約書及び特記仕様書その他一切、日本学術会議の指示どおりとする。

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 田口 和也 殿

所在地

会社名

代表者名

㊦

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 受任者

㊦

2. 委任事項
- ① 日本学術会議において実施される「日本学術会議庁舎講堂・擁壁修繕工事」に係る入札及び見積りに関する一切の権限
 - ② ①の事項に係る複代理人を選任すること。

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 田口 和也 殿

所 在 地

会 社 名

代 理 人 名

㊞

私は、下記の者を複代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 受 任 者

㊞

2. 委任事項

日本学術会議において実施される「日本学術会議庁舎講堂・擁壁修繕工事」に係る入札及び見積りに関する一切の権限

別記様式3

履 行 実 績 等 証 明 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 田口 和也 殿

所 在 地

会 社 名

代 表 者 名

㊞

当社は、「日本学術会議庁舎講堂・擁壁修繕工事」の一般競争入札における日本学術会議の定める下記の入札参加資格について、別添のとおり、履行実績等を有することを証明します。

・国、地方公共団体及び特殊法人等が発注した工事で、履行実績等証明書提出期限までに完了した公共施設の内装等工事を元請けとして、施工した実績を有すること。

担当者及び連絡先

担当者氏名 _____

電話番号 _____

別記様式 4

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 日本学術会議庁舎講堂・擁壁修繕工事
- 2 工 事 場 所 別添仕様書のとおり
- 3 工 期 契約締結日から平成26年3月31日まで
- 4 請 負 金 額 金【落札金額】円也 (うち消費税及び地方消費税額[※].-)
- 5 契約保証金 免除

上記の工事について支出負担行為担当官日本学術会議事務局長 田口 和也 (以下「甲」という。)と請負人【落札者】(以下「乙」という。)との間に別添の条項により請負契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区六本木7-22-34
支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長
田 口 和 也

乙 【落札者】

(総則)

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の請負金額をもって頭書の工期内に頭書の工事を完成しなければならない。

2 仕様書に明示されていないもの又は仕様書の交互符合しないものがある場合には、甲と乙とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、甲又は第2条の規定による監督員の指示に従うものとする。

3 乙は、契約締結後直ちに仕様書に基づく工事費内訳明細書及び工程を甲に通知し、その承認を受けるものとする。

(監督職員)

第2条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため会計法(昭和22年法律第35号。以下「法」という。)第29条の11第1項の規定に基づき甲の指定する職員(以下「監督職員」という。)をもって監督にあたらせることができる。

2 監督職員は、この契約書、仕様書に定められた事項の範囲内において工事の施工に立会い又は必要な監督を行う。

(材料の品質検査)

第3条 工事に使用する材料について、品質が明らかでないものについては、その他の部分の品質とそれぞれ均衡を得たものとする。

2 工事に使用する材料は、使用前に監督職員の承認を受けたものでなければ使用することができない。

(監督職員の立会い)

第4条 乙は、工事その他完成後外面から明視することのできない工事を履行するときは、特に監督職員の立会いのうえ施工しなければならない。

2 監督職員は、前項の立会いを求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

(工事の変更、中止等)

第5条 甲は、必要がある場合には工事内容を変更若しくは、工事を一時中止し、又はこれを打切ることができる。この場合において請負金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(現場代理人)

第6条 乙は、本契約の履行について甲との連絡調整にあたり、乙を代理して細部注文事項を受任し、且つ、工事に従事する乙の従業員を管理し、直接指揮監督する者を同従業員の中から選任し、これを甲に対しあらかじめ通知するものとする。

(第三者の損害)

第7条 乙は、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときはその賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰する事由による場合においては甲がその責を負うものとする。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、工事が完成したときは甲又は、甲の指定した職員(以下「検査職員」という。)にその旨通知し、法第29条の11第2項の規定に基づく検査を受けなければならない。

2 検査職員は前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査をしなければならない。

3 前項による検査の結果、不合格となった箇所が生じた場合は、乙は遅滞なくこれを補修又は改造等の処置を講じて、再検査を受けなければならない。この場合において前項に規定する期間は、検査員が乙から補修又は改造等を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

4 検査に要する費用は、乙の負担とする。

5 甲は、第2項又は第3項による検査に合格したときは、その引渡しを受ける。

(完成払い)

第9条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って請負代金の支払いを官署支出官日本学術会議事務局管理課長（以下、「官署支出官」という。）に請求するものとする。

2 官署支出官は、前項による適法な支払い請求があったときは、その日から30日以内に当該代金を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害等)

第10条 乙の責に帰する事由により、頭書の工期内に工事を完成することができない場合において、期限後において完成する見込みのあるときは、甲は乙から遅滞利息を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の遅滞利息は、遅滞日数1日につき請負金額の年5.00%の率を乗じた額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 官署支出官の責に帰する事由により第9条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合には、乙は、官署支出官に対して年3.00%の割合で遅滞利息の支払いを請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときは、遅滞利息の支払いを請求できず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

一 正当な着工期日が過ぎても理由がなく工事に着手しないとき。

二 契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項に規定する場合のほか、必要があるときは契約を解除することができる。

3 第1項の規定により契約を解除した場合においては、乙は甲の指定する期間内に請負代金の100分の10に相当する額を違約金として支払わなければならない。

4 第2項の規定により契約を解除した場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙の協議により定めるものとする。

(乙の解除権)

第12条 乙は、工事の変更等により請負金額の3分の2以上の額を減少したとき又は、甲の指示による工事停止期間が工期の2分の1以上になった場合には、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。

(解除による物品の引取り)

第13条 契約を解除した場合において甲が引渡しを受けない物件があるときは、甲乙協議のうえ定めた期間内にこれを引取り、その他原状に復さなければならない。

(賠償金、違約金の控除)

第14条 乙が本契約の賠償金、違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は請負金額の内からその金額を控除し、なお、不足を生ずるときは追徴する。

(瑕疵担保)

第15条 甲は、工事目的物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

(関係法令上の責任)

第16条 乙は、工事に従事する従業員に対する雇用者及び使用者として労働基準法、労働安全衛生法その他同従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任を持って管理し、甲に対し責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

(談合等不正行為)

第17条 談合等の不正行為に関する契約条項については、別記様式5「談合等の不正行為に関する特約条項」によるものとする。

(暴力団排除)

第18条 暴力団排除に関する契約条項については、別記様式7「暴力団排除に関する条項」によるものとする。

(契約上の事項)

第19条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めることとする。

別記様式 5

談合等の不正行為に関する特約条項 (案)

支出負担行為担当官日本学術会議事務局長 田口 和也 (以下「甲」という。) と請負人【落札者】(以下「乙」という。) が平成 年 月 日付で締結した【入札件名】の工事請負契約 (以下「本契約」という。) において、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。) に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第7条又は第8条の2 (同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項 (同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき (乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む)。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合は、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金 (損害賠償金の予定) として、甲の請求に基づき、契約金額 (本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。) の10分の1に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2 (同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項 (同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む）及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 二 当該刑の確定において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

この特約条項締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区六本木7-22-34
支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長
田口和也

乙 【落札者】

別記様式 6

誓 約 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

所 在 地

会 社 名

代 表 者 名

⑩

当社は、「日本学術会議庁舎講堂・擁壁修繕工事」の一般競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する不正行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議ありません。

担当者及び連絡先

担当者氏名 _____

電話番号 _____

別記様式 7

暴力団排除に関する条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当

該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害に生じたときは、その損害を賠償するものとする。
 - 3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。一部解除の場合は、解除部分に相当する金額）の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。
 - 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別記様式 8

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

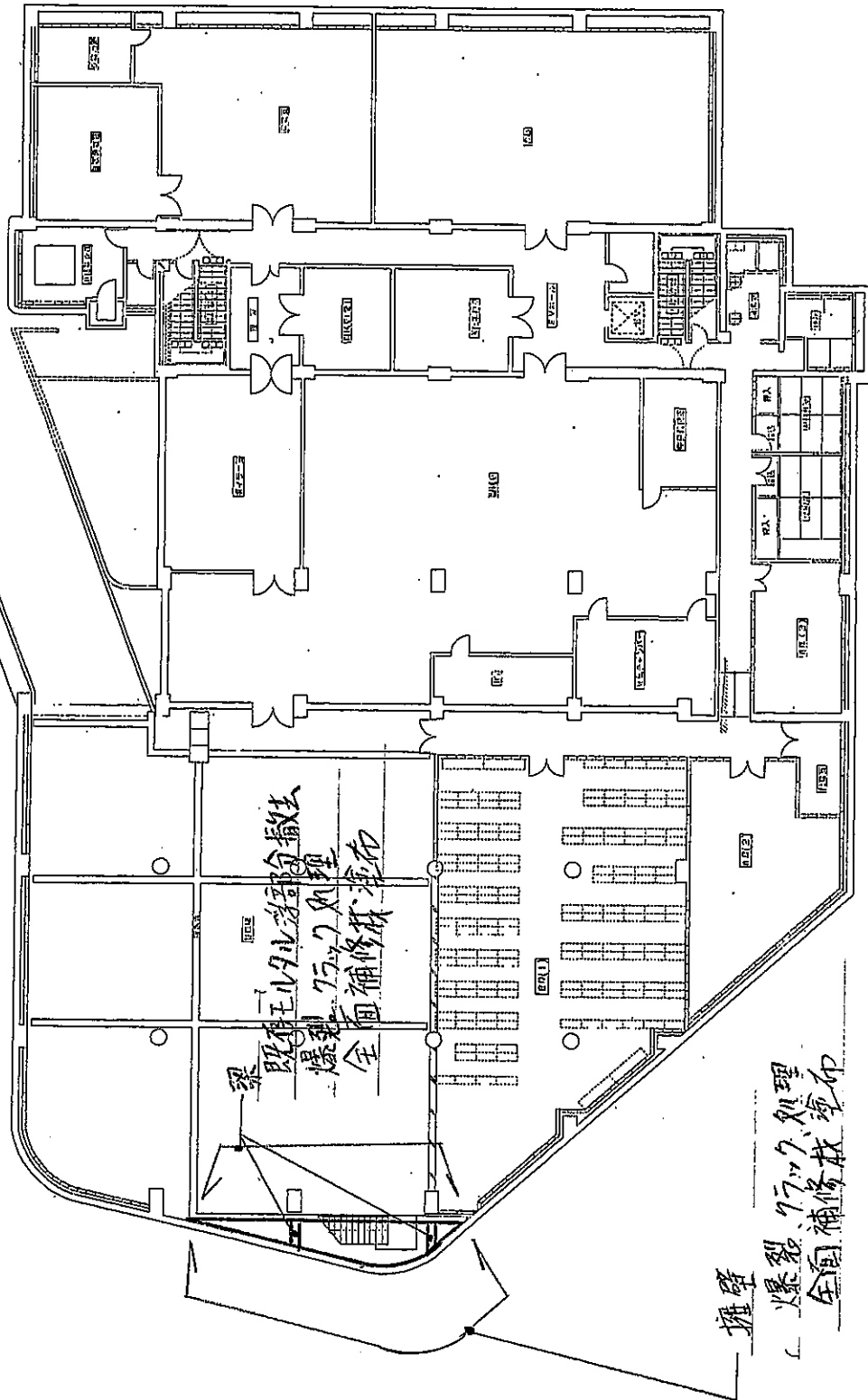
- 1 件 名 日本学術会議講堂・擁壁修繕工事
- 2 業務概要 日本学術会議庁舎講堂の擁壁が剥離し、地震等により落下する危険性があるため修繕を行う。
- 3 場 所 日本学術会議庁舎
- 4 履行期限 平成26年3月31日（金）
※ 3月22日（土）は全館清掃のため、終日作業の実施は不可であること及び3月23日（日）は電気設備法定点検のため、全館停電を実施する予定のため、作業を行う場合は小型発電機等の機材を持込んだ上で、実施すること。
- 5 業務内容
 - (1) 工事を実施する前に必ず現地調査及び採寸等を実施すること。
 - (2) 施工に先立ち、監督職員又は監督職員の指定する者（以下「監督職員等」という。）と打ち合わせのうえ、工程表を作成し、承認を得ること。
 - (3) 本工事に使用する資材等については、カタログ等を提出し監督職員等の承認を得ること。
 - (4) 本工事については図面を参考にすること。
また図面の内容についての問い合わせは、作成者に確認するため時間を要するので2月28日（金）正午までにすることとし、受注後、図面の内容不明を理由に異議を申し立てることはできないこととする。
 - ① 足場その他
既存建築物に設置する足場は下記によるものとする。
 - ・ 組立て及び解体時には、既存建築物を汚損又は破損させないように注意する。
 - ・ 控えの設置にあたっては、躯体内の鉄筋・設備配管等既存建築物に悪影響を及ぼさないよう注意するとともに、控えからの漏水に留意し、必要によりシーリングを行う。
 - ・ 控えの強度には特に留意する。
 - ・ 高所作業用の外部足場を設置する際は、建物入居者等の通行範囲に落下、飛散防止措置を行う。また第三者の足場内侵入防止措置としガードフェンスを設置する。
設置高さ1.8m
 - ② 仮設物
 - ・ 請負者事務所等 設けない
 - ③ 既存部分の養生
 - ・ 工事場所内の鉄骨階段の養生は確実に行う。

- ④ 既存コンクリート補修工事
- ・ ひび割れ補修方法は、樹脂モルタルすりつけ補修とする。
 - ・ 樹脂モルタルすりつけ補修は、下記による。
0. 2mm以上のモルタル面の表層亀裂及び0.2mm未満の表層亀裂について適用するものとする。
樹脂モルタルの製品名、メーカーは下記による。(同等品でも可)
「ハイモルスーパー」 昭和電工建材(株) TEL045(444)1691
- ⑤ コンクリート欠損部補修
- ・ ポリマーセメントモルタル充填工法
補修方法は、RC、モルタル面のはがれ、はく落深さが30mm未満の場合に適用するものとし、製品名、メーカーは下記による。(同等品でも可)
「ハイモルスーパー」 昭和電工建材(株) TEL045(444)1691
- ⑥ コンクリートの鉄筋露出補修
- ・ ポリマーセメントモルタル充填工法(剥落深さ:30mm未満)
 - ・ 施工範囲は、調査結果により、剥落深さが30mm未満の鉄筋露出を補修する。
鉄筋露出・欠損補修箇所を電動ピック・ハンマー・タガネ等を用いて取り除き、露出鉄筋等の錆部分をワイヤーブラシなどの研磨道具を用いて研磨して錆を除去する。
研磨完了後、被着体に付着する錆粉末を刷毛などを用いて取り除く。
清掃完了後、錆腐食箇所に錆止め剤を塗布して防錆処理を行う。
既定の配合比にて、混練する。
補修箇所に鍍圧を加えながら下地調整材にて成形し仕上げる。(同等品でも可)
「ハイモルスーパー」 昭和電工建材(株) TEL045(444)1691
- ⑦ モルタル・浮き補修工事
- コンクリート面に仕上げたモルタルに発生した浮き部の補修に適用し補修方法は、下記により施工箇所等は外壁調査結果によることとし、浮き部を撤去し、コンクリート面の爆裂、クラックを処理のうえ、補修材を塗布する。
- ⑧ コンクリート表面補修
- ・ 汚れの除去方法はメーカー使用による。
補修材料の製品名、メーカー等は下記による。(同等品でも可)
「NSフロアハード」日本化成(株) TEL03(3207)8156
- ⑨ 工事場所内の既設電気設備の処理
- ・ 既設照明器具、電気配管は一時撤去し、工事完了後、再取付とする。
- ⑩ 撤去作業
- ・ 鉄筋・鉄骨・防水層など既存部分に接続を行う部分のはつり出しは、それらを損傷しないように行う。
 - ・ 左官仕上げの撤去で、既設仕上げと取合せになる部分は、既設仕上げに浮き等の影響をおよぼさないように撤去する。

- ⑪ あと片付けその他
- ・ 撤去完了後はあと片付けを十分行う。必要により危険表示を行う。
 - ・ 撤去工事完了後、必要により周知関係者および当該建物の建設管理責任者に対し、撤去工事完了を通知し、必要な挨拶などを行い、後続工事に支障がないように処理する。
- ⑫ 撤去材の処理方法
- 撤去工事による撤去材の処理については、下記による。
- ・ 特別管理産業廃棄物の有無および処理方法 無
 - ・ 現場において再利用を図るもの 無
 - ・ 特に指定する再資源化を図るもの 無
 - ・ 上記以外の撤去材の処理は下記による。
- 上記以外の撤去に伴い発生した解体はつりくずなどは、発生後速やかに場外に搬出し、関連法令に基づき請負者が処分する。
産業廃棄物は廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき処分する。また排出事業者として保管対象のマニフェストの写しを完成検査時に監督職員へ報告する。

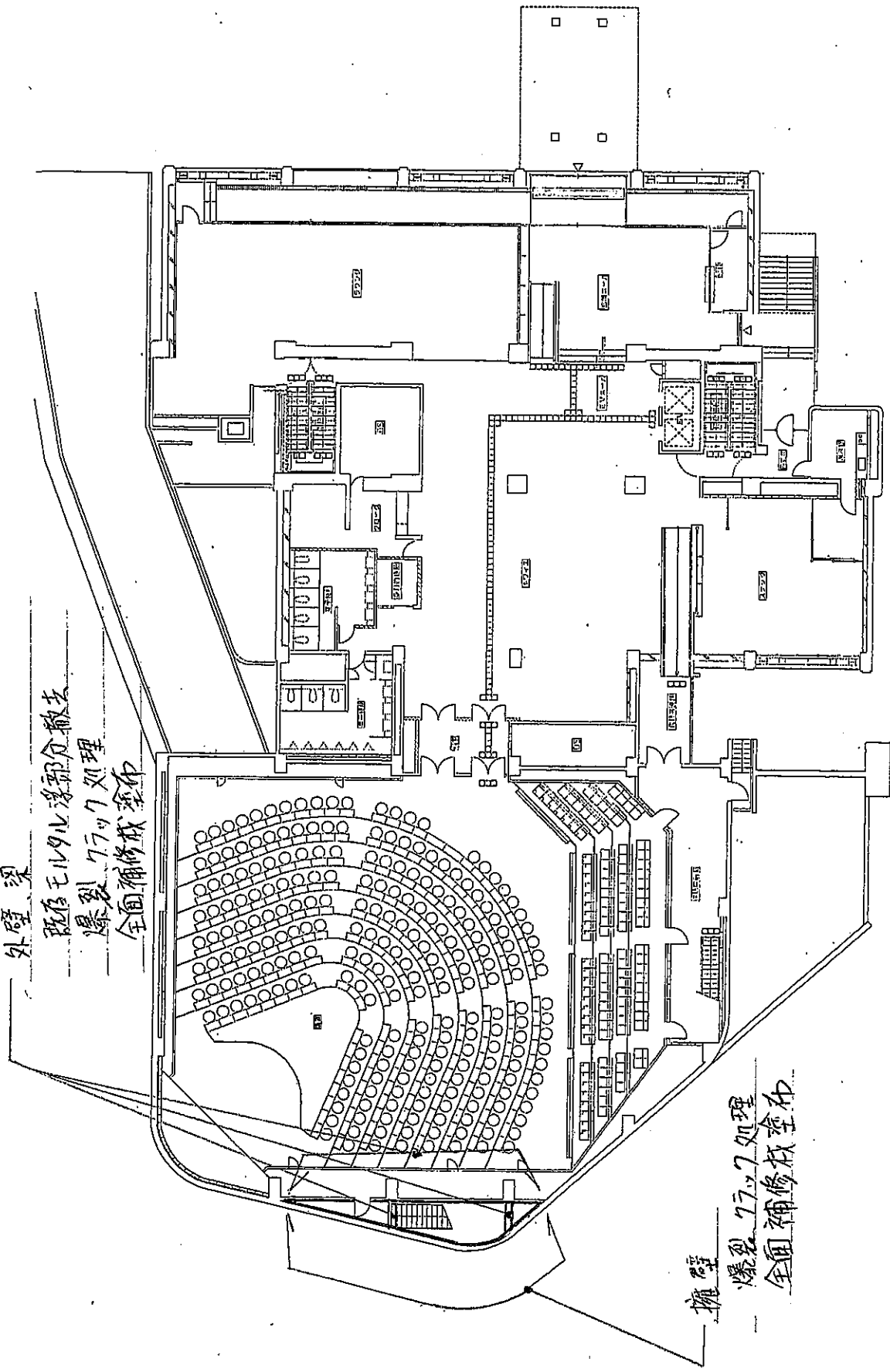
6 一般事項

- (1) 事前に必ず現地調査及び採寸等を実施した上で、見積書の作成に当たることとし、高所作業も含めた当該工事履行に係る一切の諸費用を計上すること。
- (2) 工事箇所の詳細については、監督職員等の指示に従うこと。
- (3) 施工にあたっては、必要箇所の養生を行うこと。
- (4) 資材等の搬出入の際には、職員及び来館者等に対する安全確保を図ること。
- (5) 本工事の発生材は請負業者が関係法令を遵守し責任をもって適正に処分し、不法投棄等を行わないようにすること。
- (6) 各日の作業終了後は必ず清掃を行うこと。
- (7) 作業中に生じた事故等については、請負業者の責任において対処すること。
- (8) 請負業者の責めにより庁舎施設及び備品に損害を与えた場合は、請負業者の負担により原状に復すること。
- (9) 本工事は、本仕様書のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成25年版)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成25年版)」等の標準仕様書及び関係法規等に基づき施工すること。
- (10) 本仕様書は仕様大要を示すものであることから、ここに明示されていないものでも、工事の性質上、当然必要なものは、監督職員等に報告し、協議の結果により施工すること。
- (11) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義を生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合は、事前に監督職員等と協議の上、決定、解釈を図ること。



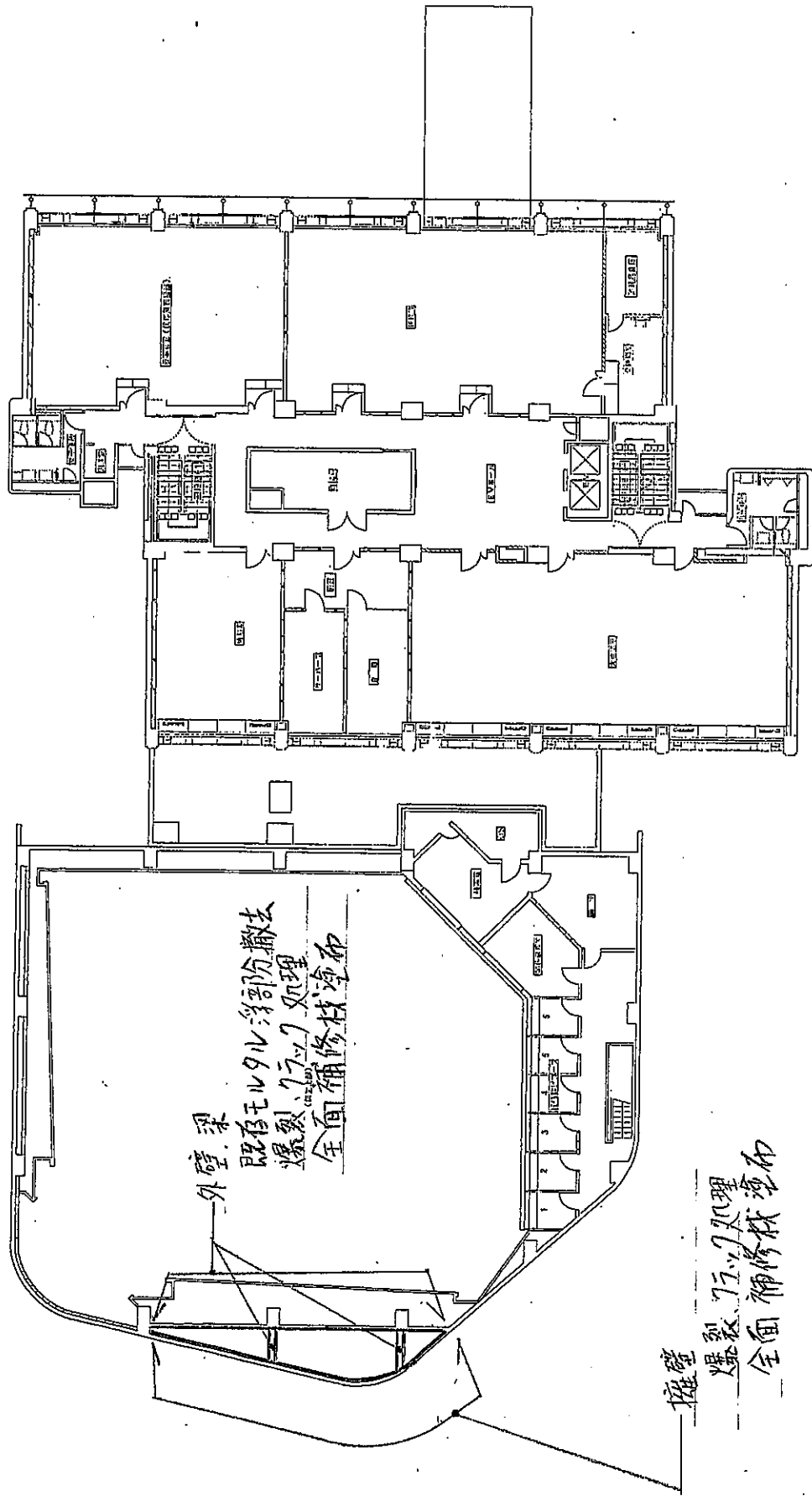
B1F平面图

外壁梁
既存瓦工以外浮部分撤去
爆裂 77以7处理
全面补修成塗布



擁壁
爆裂 77以7处理
全面补修成塗布

1F平面图



2F平面図